

議案第55号

久喜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成22年久喜市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を「任命権者に対し」に、「宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない」を「宣誓書を提出しなければならない」に改める。

別記様式中「㊦」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

職員のサービスの宣誓の実施方法について、宣誓書を任命権者に提出することのみを規定し、宣誓書への押印を不要とする改正を行うため、この案を提出するものであります。